国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付は

口座振替にしませんか？



口座振替は申し込みをした口座から納期限の日に保険税(料)を引き落としするため、納付のために金融機関等に出向く必要がなく、納め忘れを防ぐことができます。

便 利 手続きは一回だけで、継続して口座振替ができます！

確 実 納期限の日に振り替えするため、納め忘れを防げます！

安 心 現金を持ち歩く必要がないため、安全に納付できます！

① 取り扱い金融機関（口座振替ができる金融機関）を確認

厚木市農業協同組合	相愛信用組合	横浜銀行
スルガ銀行	みずほ銀行	三井住友銀行
りそな銀行	三菱ＵＦＪ銀行	きらぼし銀行
中央労働金庫	西武信用金庫	ゆうちょ銀行（郵便局）

② 手続きに必要なものを準備

❶預貯金通帳　❷金融機関お届け印　❸口座振替依頼書(※)

※町内の金融機関には口座振替依頼書が備え付けてありますので、直接金融機関へ行って手続きしてください。町外の金融機関で手続きする場合は、口座振替依頼書を送付しますので、事前にご連絡ください。

③ 金融機関の窓口で手続き

※町役場では手続きできません。

手続きに必要なものを持って、金融機関の窓口で手続きします。

※国民健康保険税の納付義務者は「世帯主」になります。

※口座振替の手続きにおける注意点は、裏面をご確認ください。

④ 手続き完了

口座振替の申し込み手続きは完了です。
毎月 10 日までの手続きで翌月末納期限の分から振り替えが可能となります。振替開始前までに納期限が到来する期別については納付書で納付してください。

お問い合わせ先　愛川町役場　民生部　国保年金課　収納班　電話 046-285-2111 (内線)3381、3382

●毎月 10 日までの手続きで翌月末納期限の分から振替可能です

申し込み締め切り	国民健康保険税		後期高齢者医療保険料	
５月１０日	１期	６月３０日	(随時)	６月３０日
６月１０日	２期	７月３１日	１期	７月３１日
７月１０日	３期	８月３１日	２期	８月３１日
８月１０日	４期	９月３０日	３期	９月３０日
９月１０日	５期	１０月３１日	４期	１０月３１日
１０月１０日	６期	１１月３０日	５期	１１月３０日
１１月１０日	７期	１２月２５日	６期	１月４日
１２月１０日	８期	１月３１日	７期	１月３１日
１月１０日	９期	２月末日	８期	２月末日
２月１０日	１０期	３月３１日	９期	３月３１日
３月１０日	(随時)	４月３０日	(随時)	４月３０日
４月１０日	(随時)	５月３１日	(随時)	５月３１日

口座振替について詳しくは、愛川町ホームページをご確認ください。



●国民健康保険税の納税義務者は「世帯主」です

■国民健康保険税は世帯単位で計算し、その世帯の世帯主が納税義務者になります。
■口座振替依頼書の納付義務者には、納税義務者である「世帯主」の氏名を記載してください。
※後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される方は、被保険者の氏名を記載してください。

●納税義務者以外の口座を登録する際はご注意ください（国保）

■一度登録した口座は、国民健康保険を脱退した場合でも、自動的に口座振替登録が解除されることはありません。
■数年後に、登録した口座名義人とは別の方が国民健康保険に加入された場合であっても、以前に加入していたときと世帯主（納税義務者）が変わっていなければ、登録のある口座から引き落としが再開されることになります。このようなことを防ぐためにも、国民健康保険を脱退する場合は、あわせて口座振替登録の解除を行っていただくことをお勧めします。

●75 歳になる方は、制度が変わりますのでご注意ください

■74 歳までは国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険に加入しますが、75 歳になると一律して後期高齢者医療制度へと加入する医療保険の制度が変わります。（75 歳になると国民健康保険や会社の健康保険は脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。）
■国民健康保険に加入されていた方で、国民健康保険税の口座振替の登録をしていても、後期高齢者医療保険料の口座振替の登録には引き継がれません。これまで国民健康保険税を口座振替により納付されていた方で、引き続き口座振替により納付を希望される方は、口座振替の手続きが必要になります。
■75 歳になられたときや、転入されてきた方については、すぐに特別徴収（年金からの天引き）にはなりませんので、口座振替を利用していただくと大変便利です。

